

戸塚区地域の居場所づくり補助金交付要綱

制 定 平成30年3月30日 戸政第1321号（区長決裁）

最近改正 令和5年4月10日 戸政第105号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民等が交流し、助け合いながらより良いまちづくりを行っていくため、区民が主体となって行う居場所の運営経費等の補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、次の各号の要件全てを満たす者とし、かつ戸塚区長（以下「区長」という。）が補助を行うことが適切であると認めた者とする。

- (1) 団体及び代表者の存在が明確で、事業拠点が戸塚区内にあり、構成員が5人以上かつ半数以上が戸塚区内に在住等していること
 - (2) 組織の運営に関する規約があること
 - (3) 継続的な取組を行えることが認められること
 - (4) 会計処理を適正に行っていること
 - (5) 政治・宗教・営利を目的としないこと
- 2 前項の規定に関わらず、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、「排除条例」という。）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する団体は対象外とする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- 3 区長は、必要に応じ申請団体又は補助事業者等が、前項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- 4 区長は、交付の決定を受けた者が第3条第2項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（補助対象事業）

第4条 この要綱により補助金を交付する事業は、地域の居場所によって、地域福祉の推進など地域の課題解決を図る事業とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 地域住民が気軽に集まり、様々な活動を行うことができる場所の提供又は、地域住民が情報通信技術を活用して継続的な繋がりをつくることのできる機会の提供

- (2) 地域住民への情報提供、相談
 - (3) 補助終了後、自立の見通しが立てられている事業であること
 - (4) その他、居場所の運営に必要な事業
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
 - (3) 地域住民・団体構成員の交流や親睦のみを目的とした活動
 - (4) 調査又は研究することのみを目的とした事業
 - (5) 施設整備や備品等の購入を目的としたもの
 - (6) 公序良俗に反するもの
 - (7) その他区長が適当でないと認める事業
- (補助対象経費)

第5条 この要綱による補助対象となる経費は、前条第1項で定める事業を行うために必要な経費とし、次の各号に該当するものとする。

- (1) 報酬、謝金
 - (2) 旅費、交通費
 - (3) 物品購入費（1件100万円を超えるものを除く）
 - (4) 印刷製本費
 - (5) 光熱水費、燃料費
 - (6) 修繕費、工事請負費
 - (7) 通信運搬費
 - (8) 保険料
 - (9) 委託料
 - (10) 使用料及び賃借料
 - (11) 原材料費
 - (12) その他区長が必要と認めた経費
- 2 補助金は、交付決定を受けた年の4月1日から翌年3月31日までの1年度間、使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできない。

(補助期間)

第6条 補助期間は単年度を原則とし、同一の補助事業者が行う同一内容の事業に対する補助金の交付は、最初に交付された年度から5年度までを限度とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、第5条に規定する補助対象経費と認められる額の10分の9を限度に、次の金額を上限として、予算の範囲内で区長が決定する。

1年目 25万円、2年目 25万円、3年目 20万円、4年目 15万円、5年目 10万円

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、5月末日までに申請書を提出しなければならない。

ただし、区長が認める場合は、10月末日までに提出することができる。

2 前項の申請書は、戸塚区地域の居場所づくり補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 戸塚区地域の居場所づくり補助金事業計画書(第2号様式)
- (2) 戸塚区地域の居場所づくり補助金事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 会員名簿又は役員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

4 補助金規則第5条第3項の規定により補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(補助金交付決定通知)

第9条 補助金交付決定の通知は、戸塚区地域の居場所づくり補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

2 補助金を交付しない旨の決定通知は、戸塚区地域の居場所づくり補助金不交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(事業計画の変更)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定通知を受けた後に、事業計画の申請事項を変更しようとする場合は、速やかに、戸塚区地域の居場所づくり補助金事業計画変更申請書(第6号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

2 区長は、事業計画の変更を認めた場合は、戸塚区地域の居場所づくり補助金事業計画変更承認書(第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者が申請を取り下げの場合は、速やかに戸塚区地域の居場所づくり補助金交付申請取下届出書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請の取下げの期限は、申請者が決定通知書の交付を受けた日から起算して10日目の日とする。

(実績報告)

第12条 補助事業者が区長への報告に用いる書類は、戸塚区地域の居場所づくり補助金実績報告書(第9号様式)を用いなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 戸塚区地域の居場所づくり補助金事業報告書(第10号様式)
- (2) 戸塚区地域の居場所づくり補助金収支決算書(第11号様式)
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

3 第1項に定める実績報告書は、事業終了後2か月以内又は当該年度の翌年度の4月30日のいずれか早く到来する日までに提出しなければならない。

4 補助金規則第14条第4項の規定により実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同規則第14条第1項第3号及び同条第3項第3号の書類とする。

(補助金額の確定通知)

第13条 区長は実績報告書類の内容を審査し、補助金の交付額を確定する。

2 区長は、前項の交付額の確定をした後、補助事業者に対して戸塚区地域の居場所づくり補助金額確定通知書(第12号様式)を交付するものとする。

(補助金交付の時期)

第14条 補助金は、前条の規定により確定した金額を、補助対象事業が完了した後に交付するものとする。ただし、区長が補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施することができないと認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項により補助金の全部または一部を交付するときは、概算払とする。

3 概算払により交付を受けたときは、事業終了後速やかに精算し、事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に概算払金精算書(第15号様式)を提出しなければならない。

(補助金交付の請求)

第15条 補助金の交付の請求は、第13条第2項に規定する戸塚区地域の居場所づくり補助金額確定通知書の写し及び戸塚区地域の居場所づくり補助金交付請求書(第13号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、前条ただし書きの規定により、補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第9条第1項に規定する戸塚区地域の居場所づくり補助金交付決定通知書の写し及び戸塚区地域の居場所づくり補助金交付請求書を区長に提出しなければならない。

2 区長は適正な補助金請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消及び返還)

第16条 補助金規則第19条第1項の規定に基づき区長が補助の取消を通知する場合は、戸塚区地域の居場所づくり補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により行うものとする。

2 補助金の交付の決定を取り消した場合において、区長が補助金の返還を命ずる場合は、戸塚区地域の居場所づくり補助金交付決定取消通知書(第14号様式)に、返還の理由及び期限を明記し通知するものとする。

3 補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、区長が交付済み補助金の返還を命ずる場合は、戸塚区地域の居場所づくり補助金額確定通知書(第12号様式)に、返還の理由及び期限を明記し通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金規則第25条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

(関係書類の保存期間)

第18条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

(書類の閲覧)

第19条 補助事業者及び区長は、第8条第2項及び第3項(第4号を除く)、第9条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項、第12条第1項及び第2項に掲げる書類又はその写しを、横浜市市民協働条例(平成24年6月条例第34号)第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	補助事業者	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所、その他補助事業者が指定する場所	戸塚区役所区政推進課
閲覧時間	補助事業者が指定する時間	戸塚区役所区政推進課の事務取扱時間
閲覧期間	補助金の交付を受けた日から2年間とする。ただし、第12条第1項及び第2項に掲げる書類又はその写しにあっては当該書類を提出した日から2年間とする。	

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の「戸塚区地域の居場所づくり補助金」(平成30年3月30日戸政第1321号。「以下「旧要綱」という。」)により交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

3 旧要綱で補助金の交付を受けた補助事業者の補助期限及び補助金額については、旧要綱第6条により限度とされた残存期間に限り、本要綱第7条の1年目の金額からそれぞれの年度のコル額を上限として、予算の範囲内で区長が決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月10日から施行する。
- 2 令和4年度までに交付を決定した申請については、なお従前の例により取り扱うものとする。

年 月 日

（申請先）

横浜市戸塚区長

申請者 団体名
所在地
代表者職・氏名

戸塚区地域の居場所づくり補助金交付申請書

戸塚区地域の居場所づくり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び戸塚区地域の居場所づくり補助金交付要綱を遵守します。

1 申請事業名

2 交付申請額

¥ _____ . -

3 添付書類

- (1) 戸塚区地域の居場所づくり補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 戸塚区地域の居場所づくり補助金事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 会員名簿又は役員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

事業 スケジュール	月	内容
<p>事業の必要性</p> <p>地域のどのような課題を解決する事業ですか？</p>		
<p>事業の実現性</p> <p>事業を実施するうえで、必要な体制や人材は揃っていますか？</p>		
<p>事業の手法</p> <p>事業の実施方法、実施するうえでの工夫やアイデアはありますか？</p>		
<p>事業の継続性</p> <p>次年度以降、どのように事業を展開していきますか？</p>		

団体名 _____

戸塚区地域の居場所づくり補助金事業収支予算書

- 1 収入額 _____ 円
- 2 支出額 _____ 円
- 3 差引 _____ 円
- 4 内訳

(1) 収入 (単位：円)

項目	金額	説明
戸塚区地域の居場所づくり補助金		
合計		

(2) 支出 (単位：円)

項目	金額	説明
合計		

(注意)

- 1 3の差引には収入額から支出額を減じた額を記入してください。
- 2 説明欄には積算、内訳や具体的な内容等を記入してください。

団体名

代表者職・氏名 様

横浜市戸塚区長 印

戸塚区地域の居場所づくり補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました戸塚区地域の居場所づくり補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

¥ _____ . -

2 交付時期

戸塚区地域の居場所づくり補助金交付請求書（第13号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、申請された地域課題解決の事業実施のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、事業報告書及び収支決算書を提出してください。
- (3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (6) 申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市戸塚区長（以下「区長」という。）の承認を受けてください。
- (7) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (8) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けてください。
- (9) 事業の完了前に概算払により全部または一部の交付金を受ける場合は、事業終了後速やかに精算し、事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に概算払精算書（第15号様式）を提出してください。
- (10) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則及び戸塚区地域の居場所づくり補助金交付要綱の定めに従ってください。

担当
電話
ファクス

戸政第 号
年 月 日

団体名

代表者職・氏名 様

横浜市戸塚区長 印

戸塚区地域の居場所づくり補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました戸塚区地域の居場所づくり補助金については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

担当
電話
ファクス

年 月 日

（申請先）

横浜市戸塚区長

申請者 団体名
所在地
代表者職・氏名

戸塚区地域の居場所づくり補助金事業計画変更申請書

年 月 日戸政第 号により交付決定通知のありました戸塚区地域の居場所づくり補助金に係る事業計画について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

- (1) 変更前の補助金額 _____ 円
(2) 変更後の補助金額 _____ 円
(3) 差 額 _____ 円
(4) 実施内容の変更点

2 変更時期

3 変更の理由

団体名

代表者職・氏名 様

横浜市戸塚区長 印

戸塚区地域の居場所づくり補助金事業計画変更承認書

年 月 日に申請のありました戸塚区地域の居場所づくり補助金に係る事業計画の変更について、次のとおり承認したので通知します。

1 変更の内容

- (1) 変更前の補助金額 _____ 円
- (2) 変更後の補助金額 _____ 円
- (3) 差 額 _____ 円
- (4) 実施内容の変更点

2 備考

その他の交付条件等については交付決定通知書（年 月 日戸政第 号）のとおりです。

担当
電話
ファクス

年 月 日

（申請先）

横浜市戸塚区長

申請者 団体名
所在地
代表者職・氏名

戸塚区地域の居場所づくり補助金交付申請取下届出書

年 月 日戸政第 号により交付決定通知のありました戸塚区地域の居場所づくり補助金に係る交付申請について、次のとおり取り下げたいので申請します。

1 取下げの内容

2 取下げの理由

年 月 日

（報告先）

横浜市戸塚区長

報告者 団体名
所在地
代表者職・氏名

戸塚区地域の居場所づくり補助金実績報告書

年 月 日戸政第 号により補助金の交付決定通知のありました戸塚区地域の居場所づくり補助金に係る補助事業等について、次のとおり報告します。

1 補助金の執行実績

- | | | |
|--------------|-------|---|
| (1) 補助金交付決定額 | _____ | 円 |
| (2) 補助金執行額 | _____ | 円 |
| (3) 差 額 | _____ | 円 |

2 添付書類

- (1) 戸塚区地域の居場所づくり補助金事業報告書（第10号様式）
- (2) 戸塚区地域の居場所づくり補助金収支決算書（第11号様式）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

（注意）

- 1 報告者欄は、自署した場合は記名・押印を省略することができます。
- 2 1 (3)の差額は補助金交付額から補助金執行額を減じた額を記入してください。

団体名 _____

戸塚区地域の居場所づくり補助金事業報告書

実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
活 動 内 容 (補助事業等の成果、活動の時期や回数、参加者数等を記載してください)	

団体名 _____

戸塚区地域の居場所づくり補助金収支決算書

- 1 収入額 _____ 円
- 2 支出額 _____ 円
- 3 差引 _____ 円
- 4 内訳

(1) 収入 (単位：円)

項目	予算額	決算額	説明
戸塚区地域の居場所づくり補助金			
合計			

(2) 支出 (単位：円)

項目	予算額	決算額	説明
合計			

(注意)

- 1 3の差引には収入額から支出額を減じた額を記入してください。
- 2 説明欄には積算、内訳や具体的な内容等を記入してください。

戸政第 号
年 月 日

団体名

代表者職・氏名

様

横浜市戸塚区長

印

戸塚区地域の居場所づくり補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました戸塚区地域の居場所づくり補助金については、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金確定額

¥ _____ . -

担当

電話

ファクス

年 月 日

横浜市戸塚区長

請求者 団体名
所在地
代表者職・氏名

※口座名義と請求者（代表者）が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

戸塚区地域の居場所づくり補助金交付請求書

年 月 日戸政第 号により交付決定通知のありました戸塚区地域の居場所づくり補助金について、
次のとおり請求します。

請求金額

¥ _____ . _____

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)

戸塚区地域の居場所づくり補助金を上記口座にお振り込みください。

代表者氏名 _____ 印

戸政第 号
年 月 日

団体名

代表者職・氏名

様

横浜市戸塚区長

印

戸塚区地域の居場所づくり補助金交付決定取消通知書

1 取消の理由

2 交付済み補助金の返還

(1) 理由

(2) 期限

担当

電話

ファクス

概 算 払 金 精 算 書

件 名 戸塚区地域の居場所づくり補助金

概算払金受領額 円

受領年月日 年 月 日

概算払金執行額 円

差引残額 円

上記のとおり概算払金を精算します。

なお、領収書等については、戸塚区地域の居場所づくり補助金実績報告書（第9号様式）に添付します。

(提出日)

年 月 日

(提出先)

横浜市戸塚区長

概算払金受領者

団体名

所在地

代表者職・氏名